

2010年1月25日 全5頁

東証が独立役員の確保を義務付け

経営戦略研究所
藤島 裕三

「独立役員届出書」と「ガバナンス報告書」のそれぞれにつき対応が求められる。

[要約]

- 昨年12月、東証は有価証券上場規程を一部変更、上場会社に独立役員の確保を義務付けた。独立役員とは「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役」をいう。
- 上場会社は今年3月までに独立役員届出書を提出する。独立役員の確保に違反した場合は実効性確保措置の対象となる。またガバナンス報告書においても独立役員の確保状況を説明する。
- 今回の制度改正に際して、相当数の上場企業が社外監査役を独立役員に指定するだろう。しかし中期的には独立性を伴った社外取締役で対応できるよう、議論を進めておくのが望ましい。

改正上場規程で独立役員を義務付け

2009年12月22日、東証は有価証券上場規程を一部変更、上場会社は「独立役員を1名以上確保しなければならない」と定めた(436条の2)。ここでいう独立役員とは「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役」(同条)とされる。同条は企業行動規範の「遵守すべき事項」で、違反した場合は実効性確保の措置(改善報告書、上場契約違約金など)の対象となる。

これに先立つ同年9月に東証は「上場制度整備の実行計画2009」を発表、この中で「速やかに実施する事項」として、監査役の機能強化、株主総会議案の議決結果公表などと共に、独立役員の選任を挙げた。今回の規則改正は、この「速やかに実施する事項」を実現するために必要な制度整備を行った一環である。なお「独立役員」概念は、同年6月に経済産業省が公表した「企業統治研究会報告書」における「社外役員(取締役・監査役)の独立性」の議論が下敷きになっている。

今年3月末までに独立役員届出書を提出

東証は改正後の有価証券上場規程施行規則で、2010年3月31日までに「独立役員届出書」を提出することを、上場会社に対して求めている(付則11項)。独立役員の人数は「1名以上」なので、複数いる場合は全員を届け出ても、一部のみを指定しても問題ないと考えられる。一方で今年3月末の時点で独立役員を全く有していない企業は、2010年3月1日以後に終了する事業年度の定時株主総会で、独立性を伴った社外取締役か社外監査役を、新たに選任することが必要となる。

もっとも違反に対する実効性確保措置は、2011年3月1日以後に終了する事業年度の定時株主総会後から適用される。したがって独立役員がいない企業は、今年の総会で急いで選任しなくとも、さらに1年間かけて検討した上で、来年の総会に候補者を諮ればよいともいえる。これは罰則を避ける最低限の解釈で、上場規程が確保を求めている以上、速やかな選任が望ましいことに違いはない。

独立性が疑わしい時は東証に事前相談

東証は独立役員届出書の記載事項として以下を掲げている（2009年12月29日「『上場制度整備の実行計画2009(速やかに実施する事項)』に基づく上場制度の整備等に伴う実務上の取り扱いなどについて」別添1）。

独立役員の氏名

社外取締役/社外監査役の別

独立役員の上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2や有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号に掲げる事由への該当状況

独立役員が上記に掲げる事由のいずれかに該当している場合には、それでもなお一般株主との利益相反のおそれがない者とする理由

独立役員届出書の提出日

独立役員の異動予定日（平成22年3月末までに行う一斉届出の場合は不要）

独立役員の異動理由（平成22年3月末までに行う一斉届出の場合は不要）

上記は独立性の判断基準である（後述）。独立役員の候補者が同基準に該当する場合に、東証は事前相談を要請している。東証が独立役員と認めるかは上記の理由次第だろうが、再考を求められる可能性は少なくないだろう。そのため東証は「十分な時間的余裕をもって」相談するよう留意を喚起する。なお提出された報告書は公衆の縦覧に供される（東証のホームページにおける公表など）。

独立役員届出書は前述の通り2010年3月末までの提出だが、その後においては独立役員に異動が生じる際、すなわち株主総会で新たな独立役員を選任する2週間前まで（招集通知を発送する期限）に再度提出しなければならない（有価証券上場規程施行規則436条の2）。なおその際には、上記の事項を記載する必要がある。

ガバナンス報告書に確保の状況を記載

改正後の有価証券上場規程施行規則は「コーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書」（以下、ガバナンス報告書）で「独立役員の確保の状況」を説明することを定めている（211条6項5号、226条6項5号）。これを反映したガバナンス報告書を、2010年3月1日以後に終了する事業年度の定時株主総会後に提出しなければならない（付則7項）。独立役員届出書とガバナンス報告書を併せて、独立役員に関わるスケジュールをまとめると図表1になる。

図表1 独立役員に関わるスケジュール（3月決算・6月総会である上場会社の場合）

		独立役員がいる	独立役員がいない	
2010年	3月末まで	独立役員の確保状況を届出		その後は異動の2週間前までに届出
	...	- (独立役員の選任を検討)		
	6月総会 (遅滞なく)	再任・任期途中	独立役員を選任	独立役員を不選任
	...	独立役員の確保状況を反映したガバナンス報告書を提出		
2011年	...	- (独立役員の選任を検討)		
	6月総会 (遅滞なく)	再任・任期途中	独立役員を選任	独立役員を不選任
	...	独立役員の確保状況を反映したガバナンス報告書を提出		
	...	- 実効性確保の措置		

東京証券取引所「有価証券上場規程」付則4項、同「有価証券上場規程施行規則」436条の2、付則7・11項などよりDIR経営戦略研究所作成

独立役員の適格性を
投資家自身が判断

東証はガバナンス報告書の記載要綱（2009年12月29日改訂版）にて、独立役員に関する具体的な記載方法を示している。独立役員がいる場合は「社外取締役の選任状況」「社外監査役の選任状況」における「会社との関係(2)」の当該役員に関する「適合項目に関する補足説明」欄に、その旨を記載する。独立役員がいない場合は「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の昨日に関わる事項」に、その旨および独立役員の確保に向けた今後の予定を記載することが求められる。

さらに同じく「会社との関係(2)」の「当該社外取締役を選任している理由」欄に、独立役員として指定した理由（指定に至った経緯、第三者委員会などの指定プロセスなど）を記載する。加えて独立性の判断基準（独立役員届出書の同基準とは異なっている：後述）に対する該当状況、および該当する基準があった場合は、一般株主との利益相反の恐れがない理由を記載しなければならない。

なおガバナンス報告書の提出は有価証券上場規程の適時開示事項に該当しており、その違反は実効性確保措置の対象とされてきた（502条）。もっとも内容について記載要綱は「...を記載することが考えられます」「...で代替することでも構いません」など、提出側に一定の自由度を認めている。同報告書は投資家自身がガバナンスの良し悪しを判断するベースを提供するもの、という理念に拠るものだろう。実際に2010年1月19日現在、同報告書に関わる改善報告書は東証ホームページに見られない。

ガバナンス報告書は
独立性要件を加重

独立役員届出書とガバナンス報告書における独立役員の記載事項として、それぞれ根拠規程は独立性の判断基準を列挙している。ただしその内容は若干異なっており、ガバナンス報告書の方が厳しいものとなっている。具体的には図表2のように、現在および直近のみならず過去の状況までの開示が求められるし、主要株主である場合についても独立性を損なわないことを説明しなければならない。

図表2 独立役員届出書とガバナンス報告書における独立性の判断基準

	独立役員届出書		ガバナンス報告書	
1. 親会社など	a	親会社・兄弟会社の業務執行者		親会社・兄弟会社の業務執行者または過去に業務執行者だった者(以下、業務執行者等)
2. 主要取引先	b	当該会社を主要な取引先とする者および当該会社の主要な取引先(その業務執行者を含む)		当該会社を主要な取引先とする者および当該会社の主要な取引先(その業務執行者等を含む)
3. サービス提供者	c	役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(その団体に所属する者を含む)		役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(その団体に所属する/していた者を含む)
4. 直近の状況	d	最近まで a~c に該当していた者		-
5. 主要株主		-		主要株主(法人の場合は業務執行者等)
6. 近親者	e	以下の近親者(重要でない者を除く)		以下の近親者(重要でない者を除く)
	(a)	上記 a~d に掲げる者	(a)	上記 a~d に掲げる者
	(b)	当該会社・子会社の業務執行者(社外監査役の場合、業務執行者でない取締役、会計参与も)	(b)	当該会社・子会社の業務執行者等(社外監査役の場合、業務執行者でない取締役/だった者、会計参与/だった者も)
	(c)	最近まで(b)に該当していた者		-

東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2、同「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』記載要綱(平成21年12月29日改訂版)」より DIR 経営戦略研究所作成

企業自身が判断する
内容も少なくない

以下、独立役員届出書およびガバナンス報告書における独立性判断基準について、解釈・運用する上でのポイントを項目ごとに解説する。

1. 親会社など

ここで「親会社」とは、当該会社の財務や営業、事業の方針を決定する機関（株主総会など）を支配している会社（実質基準）、「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を持つ会社、「業務執行者」とは業務執行取締役、執行役、使用人などを意味する。ガバナンス報告書では過去の業務執行者も含まれる（以下、同）。

2. 主要取引先

「当該会社を主要な取引先とする者」はいわゆる下請企業などで、判定に際しては直接、先方に照会するなどして確認することが想定されている。「当該会社の主要な取引先」は当該会社の意思決定に対して、親会社や関連会社と同程度の影響力を与え得る取引先で、いわゆるメインバンクはこれに該当する。特定の企業が「主要な取引先」に該当するか否かについては、上場会社自身が判断するとされる。

3. サービス提供者

主要取引先と同様に「多額の金銭その他財産」に該当するか否か、上場会社自身が判断するとされる。ただし親会社などや主要取引先、および後述の主要株主は現在の関係のみ問題とする（過去の取引先などは除外）が、サービス提供者（法律事務所や監査法人など）には株主総会参考書類に関わる規則を準用、過去2年間の関係に遡って判断される（会社法施行規則74条4項6号ロ）。またガバナンス報告書では「業務執行者」と同様、サービス提供者に過去所属していた者も含まれる。

4. 直近の状況

独立役員届出書では原則、過去の関係まで遡る必要はないが、「最近まで」関係があった場合は独立性が疑わしいとされる。例えば、社外取締役もしくは社外監査役に選任されることが決定したため、親会社を退職したり顧問契約を解消したりといったケースは、この基準に該当する可能性が高いものと考えられよう。

5. 主要株主

当基準はガバナンス報告書のみ課されている。この「主要」についても上場会社自身が判断すべきものだろうが、金融商品取引法は「主要株主」を「自己又は他人の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主」と定義しており（163条1項）、10%がひとつの指針となるかもしれない。

6. 近親者

ここでは「重要でない者」を除外、逆にいえば「重要な者」の近親者のみが対象になる。業務執行者においては役員・部長クラスが該当する模様。他に監査法人の公認会計士、法律事務所の弁護士（アソシエイトを含む）が想定されている。「近親者」の範囲は二親等内の親族で、離婚・離縁による解消で該当しなくなる。

他社事例など参考になる情報は存する

なお「主要な」取引先や「多額の金銭その他の財産を得ている」サービス提供者に該当するかを判断する際には、事業会社の社外取締役選任基準や機関投資家の議決権行使基準、さらには海外の独立取締役規制などを参考にすることが考えられる。公表されているものから、代表的な例を図表3にまとめた。説明責任を果たすのに十分な水準はどの程度なのか、各社において検討する際の一助となろう。

図表3 主要取引先・サービス提供者に関する判断基準の参考事例

	主要取引先	サービス提供者
コニカミノルタHD 「社外取締役の独立性運用基準」	同社グループおよび候補者本籍企業グループの双方いずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先の業務執行取締役・執行役・従業員	同社グループから過去2年間に年間5百万円以上の報酬を受領している
帝人 「独立取締役・独立監査役の要件」	売買を含む全ての年間取引総額が、過去3年間で一度でも連結売上高の2%を超えるもの	会計監査業務を提供している、または過去5年以内に提供していた 弁護士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタントで、700万円もしくは6万ドル以上の報酬を受けていた
企業年金連合会 「株主議決権行使基準における社外取締役の独立性に関する判断基準」	当該企業への売り上げが上位10社に入るような会社をいう	例えば顧問弁護士料、コンサルタント料が該当する
NY証券取引所 「Final NYSE Corporate Governance Rules」	年間で100万ドルまたは連結売上高に占める割合が2%超の取引先における役員ではない	役員報酬などを除いて、年間10万ドル以上の金銭を、過去3年間に得ていない

コニカミノルタホールディングス、帝人、企業年金連合会、ニューヨーク証券取引所のホームページより
DIR 経営戦略研究所作成

中期的には社外取締役を検討すべき

東証上場企業の半数超は社外取締役を選任しておらず、選任している例でも親会社出身など独立性に問題があるケースが少なくないことから、今回の制度改革に際しては社外監査役を独立役員に指定する企業が、相当な割合を占めることが予想される。また実効性確保措置が伴う独立役員届出書のみを意識するならば、直近の状況ではない親会社役員や顧問弁護士などの出身者を届け出るのにも問題はない。

ただし実効性確保措置の適用は回避できても、資本市場の評価は全く別物である。外国人を始め機関投資家はほぼ例外なく、真に独立した社外取締役の複数選任を期待している。これに反するような独立役員を選任状況が、独立役員届出書やガバナンス報告書で明らかになれば、失望や反発は少なくないのではないかと。

また東証は独立役員に関連とは別に、ガバナンス報告書における記載を充実させ、今年3月末までに提出することを求めている。現状のガバナンス体制を採用している理由の説明が主眼だが、その記載要綱には「内外の投資家等にとって分かりやすい」「取締役と監査役では法的に役割が異なる」などの文言が目立っており、社外取締役を活用したガバナンス体制を望む東証のスタンスが推し量られる。

民主党が検討している公開会社法においても、社外取締役の義務化が盛り込まれているなど、中期的に見れば着実に社外取締役制度は進展するのではないかと。2010年の総会シーズンは準備期間不足などで社外監査役に独立委員を頼る企業も、2011年には社外取締役で対応できるよう、議論を進めることが望ましいだろう。